

## 第5章 目尾炭坑跡の現状と課題

### 第1節 保存管理の現状と課題

#### (1) 現状

目尾炭坑の採掘終了後は施設の上部が取り壊され、埋め戻されて更地となった。この時第一竪坑跡は礫などが充填され、上部がコンクリートで覆われている。多くの地下遺構は地中に埋まっているが、地中の状況のモニタリング等を行われていない。

令和元年度に用地買収を行い、史跡地すべてが本市の所有地となっている。また、同年、史跡指定地の境界杭を設置している。

#### (2) 課題

目尾炭坑跡が有する筑豊炭田遺跡群としての価値を守り、伝えていくために求められる史跡指定地の保存管理に関する主な課題として、以下が挙げられる。

- 史跡指定地の通常管理や緊急時に対応する保存管理の方法が定まっていない。
- 史跡指定地内の建築・開発行為等に対する取扱が明確でない。
- 陥没等に対する予見（調査）がない。

### 第2節 活用に関する現状と課題

#### (1) 現状

平成20年度から平成27年度にかけて発掘調査を行い、平成25年度と平成27年度に現地説明会を開催した。排水管台座や給水ポンプ座などの主な遺構を公開し、それぞれ50人近くの参加者があった。平成31年（2019）1月には国史跡に指定されたことを記念して、筑豊炭田遺跡群所在地の本市、田川市、直方市の3市でリレー形式のシンポジウムを行った。また、シンポジウムが行われた時期と合わせて飯塚市歴史資料館で目尾炭坑展を開催した。その他にも、地元ボランティアによる小学校での出前授業なども開催した。

なお、筑豊炭田遺跡群関連3市による活用に向けた連携は未だ具体的ではない。

#### (2) 課題

史跡を活用していくにあたって現段階で検討される主な課題としては以下が挙げられる。

- 筑豊炭田遺跡群のうち、飯塚市としての広域的な活用方針が十分ではない。
- 学校教育や社会教育との連携が十分ではない。
- 積極的な情報発信が行えておらず、国史跡としての認知度が低い。
- 市内の炭坑関連遺跡と連携したさらなる積極的な活用が求められる。

### 第3節 整備に関する現状と課題

#### (1) 現状

目尾炭坑跡は平成30年度に国指定史跡となった後、令和元年度に公有化を行い、令和2年度に保存活用計画を策定している。このため、史跡指定地は未整備の状態であるが、地下遺構は、地表から3mほど下に埋まっており、保護層は確保できている。

#### (2) 課題

今後検討される整備に関する主な課題を以下に整理する。

- 地下の遺構が現状で視認できない。
- 便益施設等も未整備であり、多様な人が訪れやすい環境整備が十分ではない。
- 樹木等が繁茂し、史跡景観を阻害している。
- 史跡の周辺に駐車場がないため、車での来訪者の受入環境が整っていない。

### 第4節 運営・体制に関する現状と課題

#### (1) 現状

本市は目尾炭坑跡の管理団体として、指定されている。令和元年度には用地買収を行い、史跡指定地すべてが本市の所有地となり、現在は飯塚市教育委員会文化課所管の土地となっている。また、筑豊炭田遺跡群全体の運営については、史跡指定を受けた後、本市、田川市、直方市で担当者レベルの3市会議を続けている。

#### (2) 課題

今後の運営・体制に関する主な課題を以下に整理する。

- 自治会、観光団体との連携がとれていない。
- 関係課等との情報共有や連携がとれていない。
- 3市の連携に対する重要度が高まっているが、具体的な取組が実施されていない。

## 第6章 筑豊炭田遺跡群の保存活用に向けた基本理念

筑豊炭田は、中央の大手資本だけでなく、炭鉱王とよばれた貝島、安川、麻生などの地場資本、さらには多数の中小炭鉱が入り乱れて炭鉱開発を行ったことが、最大の特徴である。このことは、同業組合である筑豊石炭鉱業組合の存在にも表れている。

筑豊炭田は、一時は国内総出炭量の約半数を占めるほど、我が国最大の産炭地として、膨大な量の石炭を供給し続けてきた。目尾炭坑の蒸気ポンプ導入から本格化した筑豊炭田の近代化は、明治末期に完成した伊田堅坑で一定の到達点に達した。空高く屹立する伊田堅坑の二本の煉瓦煙突は、筑豊炭田繁栄の象徴となった。石炭産業の興隆により人口は増加して筑豊各地に活気あふれる炭都が出現した。また、戦後は傾斜生産方式によって鉄鋼とともに石炭の増産が奨励され、戦後復興を支えるエネルギー源となった。

しかしながら、石炭産業は戦後復興の礎になったにも関わらず、昭和25年(1950)以降、石炭不況とエネルギー転換により、筑豊の炭坑は閉山を余儀なくされた。昭和30年(1955)以降、日本が高度経済成長期を迎えた陰で、筑豊の石炭産業は灯りが消えつつあった。炭鉱離職者や失業者が発生し、鉱害に苦しむ「疲弊した」姿は、我が国最大の心臓部だった頃の誇りを失わせ、石炭産業の歴史は脱却すべき負の遺産とさえ言われた。

筑豊炭田が消失して約半世紀が過ぎようとする現在、炭鉱経験者の記憶も薄れ、ヤマの風景も一変した。そのような中、近年では旧伊藤傳右エ門氏庭園(飯塚市)が国指定名勝となり、山本作兵衛コレクション(田川市)が日本初のユネスコ「世界の記憶」に登録されるなど、国内外より筑豊炭田の歴史に大きな価値が与えられた。これら物言わぬ文化財は、筑豊の揺らいだアイデンティティを取戻し、地域住民が再度、地域の誇りとして郷土の歴史を語り、未来へ投射する契機となった。

筑豊炭田遺跡群は、筑豊最大規模を誇った三井田川鉱業所の主力坑跡、石炭流通の中心地であった直方に作られた会議所と模擬坑道、筑豊で初めて蒸気機関による排水に成功した炭坑跡が、一括して国指定史跡となった。この群としての指定は、数多くの炭坑の種々の物語を包含する筑豊炭田の特徴そのものである。

本市は、田川市や直方市とともに、筑豊地域に暮らす人々や訪れた人々が、筑豊炭田遺跡群の物語に触れ、学び、筑豊地域を巡り地域の歴史や文化に触れることから、日本の近代化と戦後復興を支えた筑豊炭田という大きな物語を一人ひとりが紡ぎ、未来への羅針盤としてほしいという思いを保存活用に向けた基本理念として共有する(図6-1-1)。そして、筑豊炭田遺跡群の価値の保存を第一とする中で、それぞれの個性を活かしながら切磋琢磨し一体感を高める保存活用を推進する。

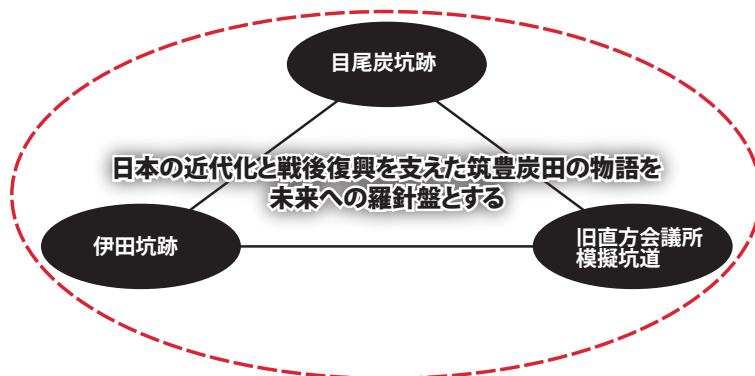


図 6-1-1 基本理念

# 第7章 目尾炭坑跡の目指す方向と保存活用方針

## 第1節 目尾炭坑跡の目指す方向

目尾炭坑は、筑豊で初めてスペシャルポンプによる排水に成功した炭坑であり、近代化の先駆けとなった炭坑である。目尾炭坑での蒸気機関の導入を機に筑豊の諸炭坑は急速に近代化を推し進め、出炭量を増やしていった結果、筑豊は我が国最大の産炭地となった。

また、目尾炭坑跡は、堅坑に関連する構造物の保存状態が良好であり、筑豊炭田の近代化の流れを理解することができる重要な遺構である。

しかし、目尾炭坑跡の価値を構成する遺構は、地中深くに埋まっており、地表は草木が生い茂っていることから、目尾炭坑がもたらした歴史的な影響力の大きさに反して、その存在を知らない人も多い。

今後は、調査により明らかとなった地下遺構を確実に保存することを前提としつつ、目尾炭坑跡の認知度を高め、筑豊炭田の近代化の始まりの地としての存在感を高めていく必要がある。

そのためには、目尾炭坑跡の魅力を多くの人々に伝える整備を行うとともに、市内に点在する炭坑関連遺跡とさらなる連携をとる必要がある。

今後は、史跡としての価値を損なわないように、適切な保存管理を徹底していく。さらに、史跡周辺の炭坑関連遺跡との連携を強化していく。

筑豊炭田の近代化の象徴である目尾炭坑跡を次世代へ確実に継承する保存活用の推進を目指す（図7-1-1）。

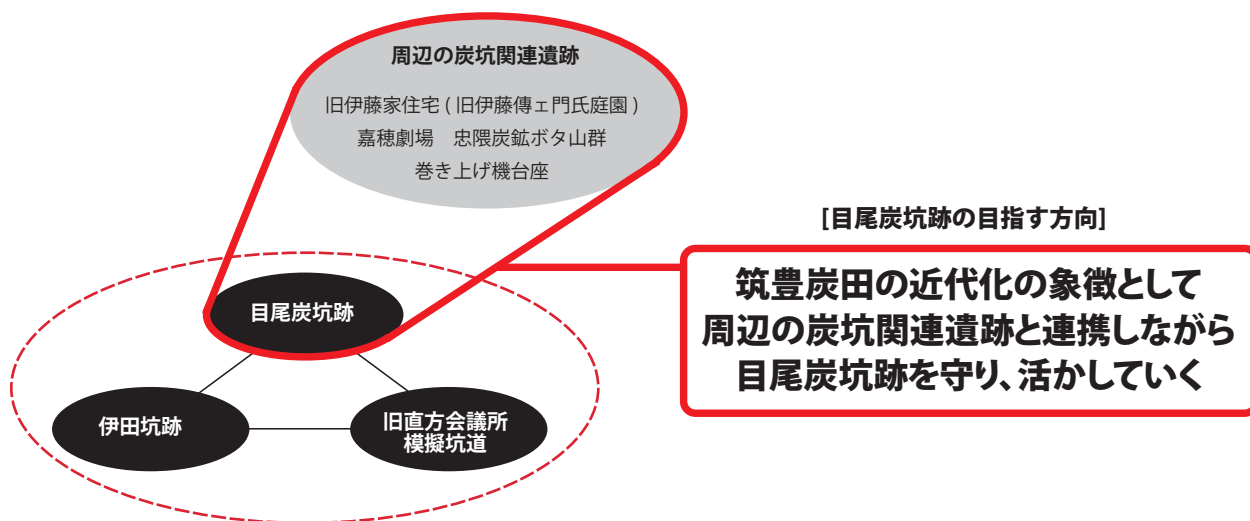


図7-1-1 目尾炭坑跡の目指す方向

## 第2節 目尾炭坑跡の保存活用方針

目尾炭坑跡の目指す方向「筑豊炭田の近代化の象徴として周辺の炭坑関連遺跡と連携しながら目尾炭坑跡を守り、活かしていく」の実現に向け、保存管理、活用、整備、運営・体制の4つの観点から保存活用方針を設定する。

以下に設定する各方針の推進にあたっては、筑豊炭田遺跡群が3市にそれぞれ史跡指定地が存在することを踏まえ、3市の相互連携を前提とする。

なお、各方針に基づく具体的な取組等については、第8章～11章で述べる。

### (1) 保存管理方針

明治時代初期に蒸気機関の導入により、筑豊炭田の近代化を推し進めた目尾炭坑跡の価値を将来的に確実に継承する保存管理の推進を目指す。

### (2) 活用方針

筑豊炭田の近代化の象徴であることを多くの人々に伝え、認知度を向上させるとともに、市民や来訪者に親しみや愛着を感じてもらえるような活用の推進を目指す。

### (3) 整備方針

目尾炭坑跡は現況が更地であることから、地中に埋まる目尾炭坑跡の価値を顕在化させる活用整備を中心に進めていく。さらに、3つの史跡指定地がそれぞれの魅力で人々が訪れた時の充足感を高める活用整備の推進を目指す。

### (4) 運営・体制方針

史跡としてだけでなく、観光資源としての一面を加味し、地域の活性化に寄与できるような体制の構築を目指す。

田川市、直方市、筑豊地域の市町村（観光部局）、関連する団体等と連携・協力し筑豊炭田遺跡群としての一体的な運営の推進を目指す。

# 第8章 目尾炭坑跡の保存管理

## 第1節 保存管理の方向性

目尾炭坑跡の地下遺構の確実な保存に取り組むとともに、史料を収集等により目尾炭坑跡の往時の姿を解明し、適正な保存や新たな価値の発見につなげる調査研究を継続する。

また、目尾炭坑跡の持続可能な保存管理の推進に向けて、保存管理の方法、現状変更等の取扱、追加指定や公有化の方針等を設定する。

## 第2節 保存管理の方法

史跡としての価値を構成する要素の保存を第一と考え、構成要素の毀損・滅失等を未然に防ぐ通常管理の継続に取り組む。また、突発的な事態における毀損・滅失等の被害を最小限に抑えるべく、緊急時の対応方法を明確にする（表8-2-1）。

### 【通常管理とは】

遺構の毀損や遺物の盗難など、価値が損なわれる状況を未然に防ぐとともに、快適な空間を維持するための管理である。点検・見回り、史跡標柱・案内板など保存施設の管理、定期的な除草や日常的な清掃等を含む。

### 【緊急時の対応とは】

風水災害や震災などの自然災害、管理施設の破壊や盗難・火災などの人的災害が発生した後に行う緊急時の管理である。異常が発見された場合の適切な措置を含む。

表8-2-1 保存管理の方法

通常管理の方法	緊急時の対応
<ul style="list-style-type: none"><li>●構成する地下遺構等の保存状態について定期的な点検・見回りを行う。</li><li>●地面の陥没、法面や石垣等の崩れについて定期的な点検・見回りを行う。</li><li>●違法投棄についての見回りを行う。</li><li>●定期的な除草、清掃、樹木の枝打ち等を実施する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●大規模な自然災害<ul style="list-style-type: none"><li>・人々の安全に目処が得られた段階で市文化財所管課が中心となって点検を実施し、各種構成要素の毀損・滅失状況を把握する。史跡としての価値を構成する要素の毀損・滅失を発見した場合は速やかに文化庁や県教育委員会に報告する。また、適切な処理について協議し、関係機関と連携して、復旧にあたる。</li></ul></li><li>●人的災害<ul style="list-style-type: none"><li>・史跡としての価値を構成する要素の毀損・滅失を発見した場合は速やかに文化庁や県教育委員会に報告する。また、適切な処理について協議し、関係機関と連携して、復旧にあたる。</li></ul></li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>●各種構成要素の毀損・滅失を発見した市民や来訪者からの報告を受け付ける。</li><li>●必要に応じて、市民や来訪者に各種構成要素の毀損・滅失の発見に協力を求める。</li></ul>	



### 第3節 現状変更等の取扱

ここでは、文化財保護法に基づく現状変更等の取扱基準、市教育委員会が許可する現状変更等、現状変更等の許可を要しない行為を設定する（図 8-3-1）。

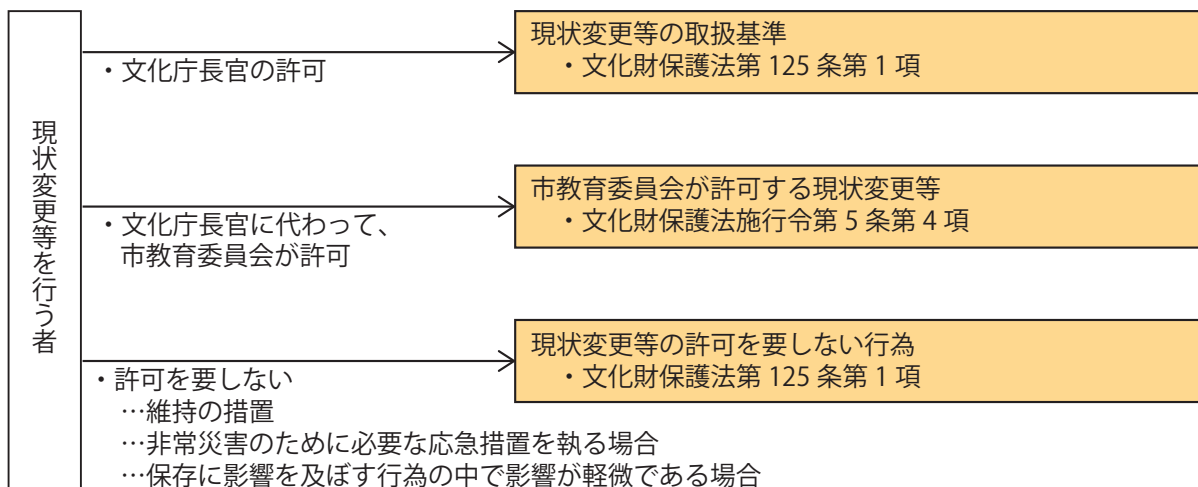


図 8-3-1 現状変更等への対応

#### (1) 現状変更等の取扱基準

史跡の保存管理に取り組むにあたって、文化財保護法第 125 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の取扱基準を設定する（表 8-3-1）。

表 8-3-1 現状変更等の取扱基準

全体基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 目尾炭坑跡関連の地下遺構の保存を前提に、市が策定した史跡整備計画に基づく行為や災害復旧は認める。</li> <li>2. 目尾炭坑跡関連の地下遺構への影響を最小限とすることを条件に、史跡整備等にともなう範囲の内容確認や学術的調査研究を目的とした発掘調査で市が行うものについては認める。</li> <li>3. 上記 1、2 以外の現状変更等は原則認めない。ただし、筑豊炭田遺跡群の価値の維持向上に配慮した公益上必要な行為は、市教育委員会との事前協議を前提に、下記基準に基づき認める。</li> </ol>
建築物の新築、改築	史跡整備計画に基づく史跡の価値の伝達、史跡景観の向上を目的に行う建築物の新築、改築
工作物の新設、改築、除却	史跡整備計画に基づく史跡の価値の伝達、史跡景観の向上を目的に行う工作物の新設、改築、除却
地形の改変	史跡整備計画に基づく史跡の価値の伝達、史跡景観の向上を目的に行う地形の改変
樹木の植栽、伐採等	史跡の価値の伝達、史跡景観の向上を目的に行う樹木の植栽、伐採、整枝等
仮設物の設置	史跡整備やイベント等による仮設物の設置

## (2) 市教育委員会が許可する現状変更等

文化財保護法施行令第5条第4項に定められる軽微な現状変更等は、文化庁長官に代わり市教育委員会が許可を行う。これらの行為に該当するかは、文化庁や県教育委員会の指導のもと、市教育委員会で判断する（表8-3-2）。

表 8-3-2 市教育委員会が許可する軽微な行為

イ	小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
ロ	小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
ハ	工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
ニ	法第一百五十五条第一項（法第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
ホ	電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
ヘ	建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
ト	木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
チ	史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
リ	天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
ヌ	天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
ル	天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
ヲ	イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等



### (3) 現状変更等の許可を要しない行為

史跡指定地の現状変更等について、維持の措置（表 8-3-4）、非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為の中で影響が軽微である場合は、文化財保護法第 125 条第 1 項に基づく許可を要しない（表 8-3-3）。これらの行為に該当するか否かは、文化財保護法第 125 条第 1 項、第 2 項に基づき、市教育委員会で判断する。

なお、現状変更等の許可を要しない行為に対しても、市教育委員会から遺構の保存や景観への配慮について協力をお願いする。

表 8-3-3 現状変更等の許可を要しない行為（文化財保護法第 125 条第 1 項、第 2 項）

1	史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
2	前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

表 8-3-4 維持の措置の範囲（特別天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則第 4 条）

史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除却するとき。

## 第 4 節 追加指定・公有化の方針

### (1) 追加指定の方針

本計画の計画対象範囲は史跡指定地と同じであり、すでに公有化が完了している。

計画対象範囲外については、目尾炭坑跡に関連する遺構があると想定される範囲の確認調査を行い、重要な遺構が見つかった場合は、調査研究等を踏まえ、条件が整った段階で、追加指定を目指す。

### (2) 公有化の方針

追加指定の方針に基づき追加指定を目指す範囲については、所有者等との協議により、整備や活用の条件が整った段階で公有化を目指す。

## 第 5 節 調査研究の方針

目尾炭坑跡の本来の姿を解明し、適切な保存法や新たな価値の発見につなげる調査研究に取り組む。また今後の整備や活用に向けての新しい取組や技術等についての調査研究に取り組む。

## (1) 筑豊炭田の歴史的意義に関する調査研究

### 1) 筑豊炭田遺跡群の調査研究

我が国を代表する産炭地である筑豊炭田は、歴史学、経済学、建築学、社会学など様々な分野の学問が研究対象としており、膨大な蓄積がある。しかしながら、これまでは産炭地ごとに対象を限定したものがほとんどであるため、今後は、国内外の産炭地間の比較研究を行うことで、改めて、筑豊炭田の意義付けを行う必要がある。

また、過去に実施した筑豊炭田遺跡群詳細調査（『三井田川鉱業所伊田坑跡』所収）に基づき、筑豊地域の炭坑関連遺跡のさらなる悉皆調査についても、関係機関と協力して実施していく。

### 2) 目尾炭坑跡の調査研究

目尾炭坑跡の変遷過程をより具体的に理解するために、未知の文献資料や古写真などの史料を継続的に探索するとともに、聞き取りなどを実施して、調査研究を行っていく。

また、目尾炭坑跡の全容解明のために、地下遺構への影響を最小限にすることに留意し、必要に応じて発掘調査を実施する（図 8-5-1）。



図 8-5-1 発掘調査成果の現地説明会

## (2) 保存技術、モニタリング技術の調査研究

目尾炭坑跡の史跡としての価値を構成する要素は、地中に埋まっている。保護層は確保できているものの、地下遺構を確実に保存していくためには地中のモニタリング調査が必要である。また、陥没等の危険性がないかどうかの調査も必要である。

地下遺構の最適な保存技術やモニタリング技術を調査研究する必要がある。

## 第9章 目尾炭坑跡の活用

### 第1節 活用の方向性

地域等との連携を強化し、目尾炭坑跡の認知度を高めつつ、市民や来訪者が親しみと魅力を感じることができるような多様な活用に取り組む。

スペシャルポンプの導入をきっかけとした筑豊炭田の近代化や、遠賀川や鉄道との位置関係から窺い知る、石炭の輸送手段の変遷を、わかりやすく伝えるような活用内容を検討する。また、目尾炭坑跡だけでなく、周辺の炭坑関連遺跡や飯塚市歴史資料館と連携した一体的な活用を目指す。

活用の方法を設定するにあたって、筑豊炭田遺跡群は、写真、絵画、書籍、映像等の記録資料が残されていることが大きな財産であると考え、これらの財産を有効に活用する。

### 第2節 活用の方法

#### (1) 遺跡群としての一体感の向上と周辺の炭坑関連遺跡との連携強化

筑豊炭田の全体像や魅力をより浮かび上がらせるために、3市に所在する史跡指定地を関連づけ、遺跡群としての一体感の向上に取り組む。また、史跡指定地と周辺の炭坑関連遺跡との連携を強化し、炭鉱が操業していた当時の様子を多様な視点で理解できる取組を充実させる。

##### 1) 回遊ツアーの開催

3市の史跡指定地や周辺の炭坑関連遺跡を巡り、筑豊炭田の魅力を体感できるような回遊ツアーを開催する。また、同日に3市を回遊するだけでなく、リレー形式で1つの史跡指定地と周辺の炭坑関連遺跡を巡るウォーキングツアー、サイクリングツアー、鉄道を活用したレールツアー、復元した川漕を活用した川下りツアー（図9-2-1）等の開催や企画・検討を行う。



図9-2-1 川漕を活用した川下りツアー  
(平成26年実施)

##### 2) 回遊マップづくり

3市の史跡指定地や炭坑関連遺跡、および史跡指定地とその周辺の回遊を促すマップの作成に取り組む。

マップづくりの際には、3市での内容の統一や既存の地図との違いに配慮し、観光マップや健康散策マップ等を作成する各担当部局、地元で詳しい住民の意見を取り入れるといった工夫に努める。また、遠方からの来訪者の利用にも配慮し、駐車や駐輪が可能な場所、休憩できる箇所、周辺の飲食店等などを示すことにも配慮する。

#### 4) デジタルコンテンツの充実

3市の史跡指定地で共通のガイドアプリを作成・活用するなど、遺跡群としての一体感の向上を目指す。

目尾炭坑跡は、地上に遺構が確認できないため、AR・VR等の情報技術を活用し、往時のリアルな姿を可視化し、疑似体験させるようなコンテンツの充実に取り組む(図9-2-2)。特に、目尾炭坑跡の近代化の変遷など史跡の価値を伝えるために、動画やアニメーション等を効果的に活用する。



図9-2-2 デジタル技術を活用した  
史跡解説イメージ  
左下写真出典：『日本炭礦誌』

#### 3) ツアーガイドの育成

目尾炭坑跡の認知度を高めると同時に、本市の石炭をテーマとした観光振興を図るために、市内に所在する炭坑関連遺跡である、旧伊藤家住宅(旧伊藤傳右エ門氏庭園)、嘉徳劇場、忠隈炭鉱ボタ山群、巻き上げ機台座なども含め、一体的に案内、解説ができるツアーガイドの育成に取り組む。

### (2) 学びの機会の創出

近代化や戦後復興といった日本の近現代史とともに、目尾炭坑跡をきっかけに、周辺の炭坑関連遺跡についても知ること、石炭産業の発展とともに変容する人々の暮らしや先人について学ぶことができる機会の創出に取り組む。

#### 1) 学校教育との連携

炭坑を知らない子どもたちに筑豊炭田遺跡群の価値を知ってもらうことを目的として、すでに行われている出前授業などを継続的に行う(図9-2-3)。

また、学校側との相互の情報共有に努める中で、学校側の求めに応じて学校のカリキュラムに対応した学習素材の提供にも協力する。



図9-2-3 出前授業

#### 2) 社会教育との連携

歴史ボランティアや観光ボランティアなどの活動団体と連携し、シンポジウムや講演会、ワークショップなどを開催し、目尾炭坑跡を含む本市の炭坑関連遺跡に関する多様な学習機会の充実に取り組む(図9-2-4)。



図9-2-4 筑豊炭田遺跡群リレー講座



### 3) 飯塚市歴史資料館との連携

歴史資料館では、筑豊炭田に関する展示を行ってはいるが、目尾炭坑跡に関する展示をさらに充実させるために、現地でのガイダンス機能の整備に合わせて、歴史資料館での目尾炭坑跡に関連する展示内容の充実に取り組む。

## (3) 認知度を高める情報発信

目尾炭坑跡の認知度を高めるため、歴史や炭坑に関心の高い人だけでなく幅広く多くの人々に目を向けてもらう情報発信に取り組む。また、情報発信の際には多言語化への対応にも配慮する。

### 1) 炭坑を新たな切り口で紹介する情報発信

冊子、Web サイト、SNS など多様な媒体を活用し、日本の近代化と戦後復興を支えたという事柄だけでなく、筑豊炭田によりもたらされた食文化や人々の生活文化など、様々な角度から筑豊炭田遺跡群を紹介する情報発信に取り組む。

その推進にあたっては、地域で活躍するアーティストやデザイナーなどのクリエイティブな人材と連携し、より知的な好奇心を刺激する工夫に努める。

### 2) 史跡のブランド化の推進

各種ローカルメディアをはじめ、テレビやラジオ、雑誌、映画、お祭りやスポーツイベントなどの機会を活かし、史跡を積極的に周知する。

また、ロゴマークの作成や、地域の民間事業者と連携し、史跡に関連する人や建造物などをモチーフにした商品開発を行うなど、史跡のブランド化を目指す。

# 第10章 目尾炭坑跡の整備

## 第1節 整備の方向性

地中に埋まる目尾炭坑跡の価値をより理解してもらうために、整備基本計画を定め、遺構の表示や総合案内板、案内板、解説板の設置等を行う。

また、来訪者が訪れやすく、快適に過ごせるような便益施設の充実等の環境整備を行う。

## 第2節 整備の方法

### (1) 整備基本計画等の策定や作成

目尾炭坑跡の価値を次世代へ確実に継承するとともに、価値をより分かりやすく伝える整備の推進に向けて、整備基本計画を策定する。また、同計画に基づく基本設計や実施設計を作成し、整備の推進に取り組む。

### (2) 多くの人に価値を伝える整備

目尾炭坑跡の価値や往時の姿を多くの人々にわかりやすく伝える整備の推進を図る。整備の推進にあたっては、特に、筑豊炭田遺跡群としての一体感の醸成に配慮する。

#### 1) 遺構の表示

目尾炭坑跡は地上に遺構が残っていないため、未整備の状態では、当時どのような施設・設備があり、どのような配置だったのかを理解することが困難である。目尾炭坑跡を訪れた人々が、施設の配置や規模が理解できるように地下遺構の効果的な表示方法を検討する。

なお、遺構の表示の手法については、縮尺模型の設置や写真や図面などでの表示、地下遺構の三次元復元などからより効果的な手法を検討する。また、前述したAR・VR等のデジタルコンテンツとの組み合わせた手法についても検討する。特に、筑豊炭田の近代化のきっかけとなったスペシャルポンプについては、その実態をわかりやすく伝えるための表示方法等を検討する。

#### 2) 展望広場の整備

史跡指定地の北側が高台になっている地形的特徴を活用し、遺構の表示により明確化した目尾炭坑の施設配置や、遠賀川や鉄道との位置関係を見渡すことができるような展望広場の整備を目指す。

#### 3) 便益施設の整備

来訪者や周辺の住民が、訪れた際に快適に過ごすことができるように、史跡の価値の保存、史跡景観の保全に留意し、駐車場、トイレ、園路、ベンチなどの整備を検討する。

なお、駐車場は、史跡の保存及び景観整備の観点から可能な限り史跡指定地外の近隣地での確保に努める。



#### 4) 総合案内板、案内板、解説板の統一

3 市に所在する史跡指定地の一体感を高めるためにサイン計画を作成し、同計画に基づき目尾炭坑跡全体の総合案内板、来訪者を誘導する案内板、目尾炭坑跡の解説板の設置に取り組む。これらのデザインについては、史跡指定地の景観と調和し、わかりやすいデザインに統一する。また、言語表記についてはできるだけ多言語対応するように配慮する。

#### 5) 草木の整理

史跡をとりまく景観を改善するために、地下遺構への影響を与えないことを条件に、繁茂する樹木の伐採、間伐や植栽を行い、環境を整える。

# 第11章 目尾炭坑跡の運営・体制

## 第1節 運営・体制の方向性

目尾炭坑跡を保存活用する取組を行う主体は、行政だけではない。市民や地域住民、活動団体や民間事業者、大学等研究教育機関などの様々な主体が連携・協力して取り組むことが重要である。

ここでは各主体の役割を明確化するとともに、3市が横断的に連携し合える管理運営体制を位置付ける。

## 第2節 運営・体制の方法

筑豊炭田遺跡群、目尾炭坑跡の保存管理、活用、整備の推進にあたって、求められる運営・体制の方法を設定する。

### (1) 広域の連携・協働

3市に所在する筑豊炭田遺跡群を核に、筑豊地域の他の炭坑関連遺跡も活用しつつ、筑豊一帯の回遊性を高めるために、3市を核とした連携体制として「(仮)筑豊地域の炭坑関連遺跡保存活用連絡会議」の体制構築を目指す(図11-2-1)。

なお、将来的には筑豊地域の関係市町村の参加も可能な体制とする。

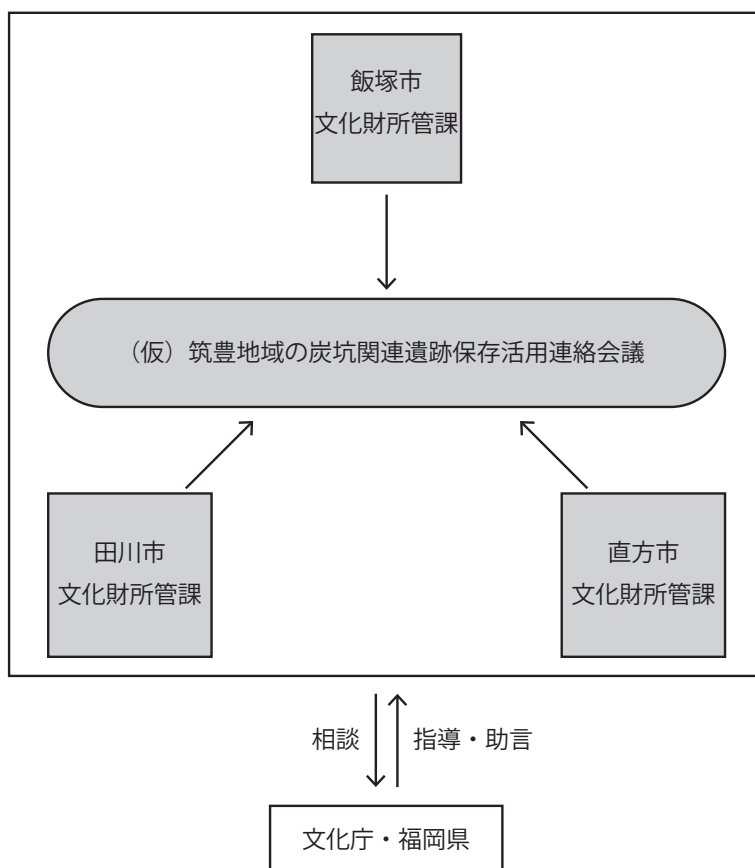


図 11-2-1 (仮)筑豊地域の炭坑関連遺跡保存活用連絡会議の体制イメージ

## (2) 地域との連携・協働

筑豊炭田遺跡群に関心のある市民や各種団体が、目尾炭坑跡の保存活用に参加できる仕組みの構築にも取り組んでいく。

また、目尾炭坑跡への関心や誇りを持ってもらうことを目的に、有識者等の意見を踏まえつつ、各種団体やその他研究教育機関と連携・協働し、目尾炭坑跡の保存管理、活用、整備を推進していく体制の構築を目指す（図 11-2-2）。

また、目尾炭坑跡に近接する炭坑関連遺跡との一体的な保存活用も見据え、庁内連携の強化に取り組む。

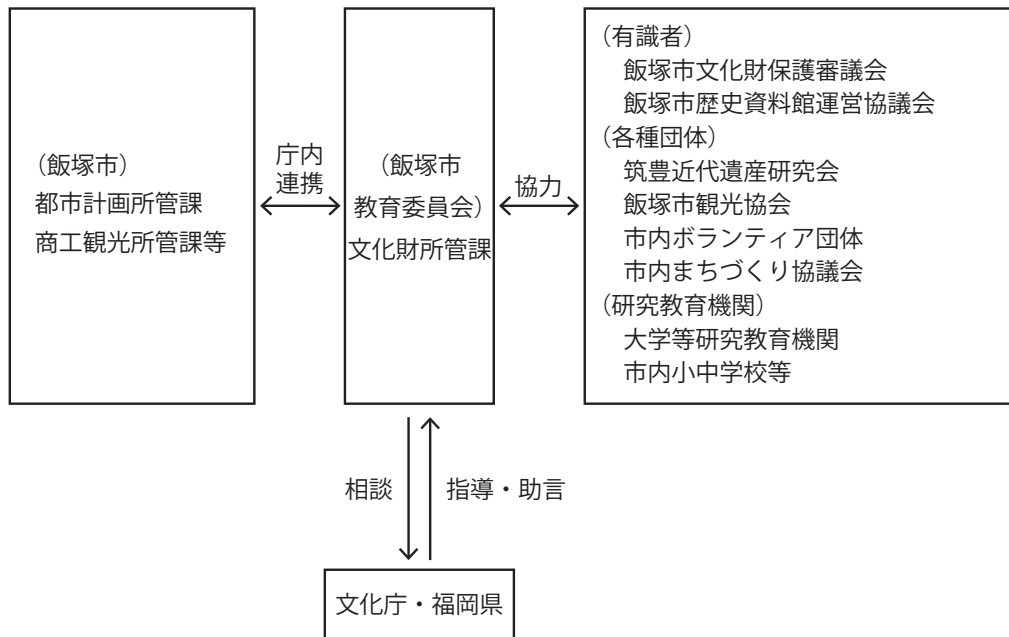


図 11-2-2 目尾炭坑跡保存活用体制イメージ

# 第12章 目尾炭坑跡に関する施策の実施計画

## 第1節 実施計画

前章までに示した施策の内容を実施計画としてに整理する（表12-1-1）。実施期間は、令和3年度より10年間とし、前期（令和3年度から令和7年度）および後期（令和8年度から令和12年度）に分ける。

表12-1-1 実施計画

主な施策		前期					後期				
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
保存管理	日常的な点検、清掃等										
	現状変更等への対応										
	追加指定	※必要に応じて対応									
	調査研究										
活用	遺跡群としての一体感の向上と周辺の炭鉱関連遺跡との連携強化	回遊ツアーの開催									
		回遊マップづくり									
		デジタルコンテンツの充実									
		ツアーガイドの育成									
	学びの機会の創出	学校教育との連携									
		社会教育との連携									
		飯塚市歴史資料館との連携									
	認知度を高める情報発信	炭坑を新たな切り口で紹介する情報発信									
		史跡のブランド化の推進									
	整備	整備基本計画、基本設計等の策定や作成									
多くの人に価値を伝える整備		遺構の表示									
		展望広場の整備									
		便益施設の整備									
		総合案内板、案内板、解説板の統一									
	草木の整理										
運営・体制	広域の連携・協働										
	地域との連携・協働										

※網掛けは実施時期を表す。

## 第2節 経過観察

保存活用計画の見直しを見据え、実施計画が適切に実施されているか、目尾炭坑跡の保存活用が効果的に行われているかを把握する経過観察に取り組む。

経過観察の成果は、市文化財所管課が情報収集等を行い、計画の見直し時における基礎資料とする（表 12-2-1）。

表 12-2-1 各施策の経過観察

主な施策		経過観察の内容（情報収集等）	
保存管理	日常的な点検、清掃等	日常的な点検、清掃等の実績	
	現状変更等への対応	現状変更等の取扱の実績	
	追加指定	追加指定の実績	
	調査研究	調査研究の実績	
活用	遺跡群としての一体感の向上と周辺の炭鉱関連遺跡との連携強化	回遊ツアーの開催	開催件数、参加者数、参加者満足度
		回遊マップづくり	作成数、配布数、利用者満足度
		デジタルコンテンツの充実	作成数、利用者数、利用者満足度
		ツアーガイドの育成	登録数、参加者満足度
	学びの機会の創出	学校教育との連携	参加者の満足度
		社会教育との連携	参加者の満足度
		飯塚市歴史資料館との連携	見学者の満足度
	認知度を高める情報発信	炭坑を新たな切り口で紹介する情報発信	情報発信の実績
史跡のブランド化の推進		取組の実績	
整備	整備基本計画、基本設計等の策定や作成		策定や作成の実績
	多くの人に価値を伝える整備	遺構の表示	整備の実績
		展望広場の整備	整備の実績
		便益施設の整備	整備の実績
		総合案内板、案内板、解説板の統一	整備の実績
		草木の整理	整備の実績
運営体制	広域の連携・協働	体制構築の実績	
	地域との連携・協働	体制構築の実績	

## 第3節 計画の見直し

本計画の計画期間は令和3年度より10年間とする。なお、経過観察、社会環境・情勢の変化などを考慮し、必要に応じて、計画内容の見直しを実施する。